

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成27年 1月15日提出
【発行者名】	カレラアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 内堀 徹
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町10番3号
【事務連絡者氏名】	秋永 芳郎
【電話番号】	03-5652-7290
【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	オランダ株式ファンド
【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券の金額】	継続申込期間（平成26年7月16日から平成27年7月15日まで） 1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

**【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

本日付で有価証券報告書を提出しましたので、平成26年7月15日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報等を更新するため、また、その他の情報について訂正を行なうため本訂正届出書を提出いたします。

**【訂正の内容】**

原届出書の該当内容は、以下の内容に訂正いたします。下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

### （５）【申込手数料】

#### <訂正前>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に対し3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

「自動継続投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料はかかりません。なお、「分配金受取りコース」「自動継続投資コース」については、後記「（12）その他、」をご参照下さい。

#### <訂正後>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に対し3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

・購入時手数料：販売会社によるファンドの募集・販売の取扱いの事務等の対価

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料はかかりません。なお、「分配金受取りコース」「分配金再投資コース」については、後記「（12）その他、」をご参照下さい。

### （12）【その他】

#### <訂正前>

（略）

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動継続投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。

なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

「自動継続投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める累積投資約款にしたがい累積投資契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

（略）

#### <訂正後>

（略）

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合がありますので、取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。

なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める累積投資約款にしたがい累積投資契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

（略）

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### (3)【ファンドの仕組み】

##### <訂正前>

(略)

##### 委託会社の概況

##### イ. 資本金の額(平成26年5月末日現在)

資本金 100百万円  
発行済株式の総数 400株(普通株式)

##### ロ. 委託会社の沿革

平成23年7月 カレラアセットマネジメント株式会社設立  
平成24年4月 金融商品取引業登録 関東財務局長(金商)第2636号

##### ハ. 大株主の状況(平成26年5月末日現在)

発行済株式の総数 (a) および資本金	<u>400株</u> <u>100百万円</u>		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数(b)	比率 (b/a)
安藤証券株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目 23番21号	400株	<u>100.0%</u>

##### <訂正後>

(略)

##### 委託会社の概況

##### イ. 資本金の額(平成26年11月末日現在)

資本金 1億6,240万円  
発行済株式の総数 790株(普通株式)

##### ロ. 委託会社の沿革

平成23年7月 カレラアセットマネジメント株式会社設立  
平成24年4月 金融商品取引業登録 関東財務局長(金商)第2636号

##### ハ. 大株主の状況(平成26年11月末日現在)

発行済株式の総数 (a) および資本金	<u>790株</u> <u>1億6,240万円</u>		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数(b)	比率 (b/a)
安藤証券株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目 23番21号	400株	<u>50.6%</u>

## 2【投資方針】

## (2)【投資対象】

## &lt;訂正前&gt;

(略)

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(略)

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

(略)

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するもの、および14.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(略)

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。)を除きます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

## &lt;訂正後&gt;

(略)

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(略)

14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

(略)

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するもの、および14.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（ただし、新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(略)

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。)を除きます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

## (3)【運用体制】

## &lt;訂正前&gt;

(略)

(注) 運用体制は平成26年5月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

## &lt;訂正後&gt;

(略)

(注) 運用体制は平成26年11月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

## 3【投資リスク】

## &lt;訂正前&gt;

当ファンドは、オランダの金融商品取引所に上場している企業または同国において主な事業を展開する企業の株式、預託証券、優先株式ならびに株価に連動する効果を有する有価証券、不動産投資信託証券など値動きのある有価証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

(1) 基準価額の主な変動要因については、次の通りです。

(略)

## その他の留意点

当ファンドは、受益権口数が3億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

## (3) リスク管理体制

(略)

(注) 投資リスクに対する管理体制は平成26年5月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

## &lt;訂正後&gt;

(1) 基準価額の変動要因

当ファンドは、オランダの金融商品取引所に上場している企業または同国において主な事業を展開する企業の株式、預託証券、優先株式ならびに株価に連動する効果を有する有価証券、不動産投資信託証券など値動きのある有価証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。ただし、基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

(略)

## その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、受益権口数が3億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

## (3) リスク管理体制

(略)

(注) 投資リスクに対する管理体制は平成26年11月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

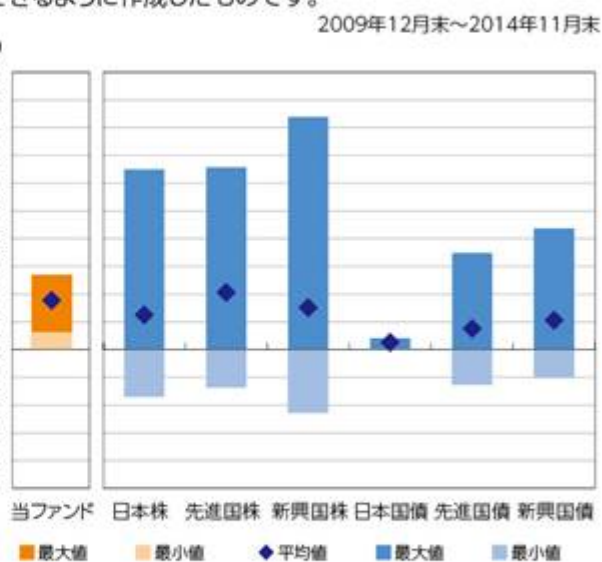
## (参考情報)

ファンドの年間騰落率及び  
分配金再投資基準価額の推移



- \*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- \*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- \*年間騰落率は、ファンド設定月の月末(2013年4月末)から2014年11月までの各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較  
グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	17.5	12.3	20.4	14.9	2.3	7.3	10.3
最大値	27.0	65.0	65.7	83.9	4.1	34.9	43.7
最小値	6.3	△17.0	△13.6	△22.8	0.4	△12.7	△10.1

- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2009年12月から2014年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、当ファンドはファンド設定月の月末(2013年4月末)から2014年11月までの期間で算出しております。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## 各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)  
先進国株…MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)  
新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)  
日本国債…NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債  
先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)  
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所の知的財産で、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「シティ世界国債インデックス(除く日本)」は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド」とは、新興国の現地通貨建債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

###### <訂正前>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

「分配金受取りコース」を選択した受益者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込の口数）に申込手数料を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「自動継続投資コース」を選択した受益者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料は申込代金から差し引かれます。）。

「自動継続投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

###### <訂正後>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

・購入時手数料：販売会社によるファンドの募集・販売の取扱いの事務等の対価

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

「分配金受取りコース」を選択した受益者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込の口数）に申込手数料を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「分配金再投資コース」を選択した受益者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料は申込代金から差し引かれます。）。

「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

##### (3)【信託報酬等】

以下の内容に更新・訂正いたします。

###### <更新・訂正後>

運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.6362%（税抜1.515%）の率を乗じて得た額とします。

・信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	年率0.702%（税抜0.650%）	資金の運用指図等の対価
販売会社	年率0.864%（税抜0.800%）	購入後の情報提供等の対価、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理
受託会社	年率0.0702%（税抜0.065%）	運用財産の保管及び管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。



委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われま

す。

#### (4) 【その他の手数料等】

##### <訂正前>

(略)

前記 、 、 の諸経費の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

(略)

10. その他、投資信託設定に伴う諸費用

(略)

##### <訂正後>

(略)

前記 、 、 の諸経費の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

(略)

10. その他、投資信託設定に伴う諸費用

・ 監査費用：ファンド監査にかかる費用

・ 売買委託手数料：有価証券等の売買の際に支払う手数料

・ 保管費用：資産を海外で保管する場合の費用

(略)

## 5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を以下の内容に更新・訂正いたします。

## &lt;更新・訂正後&gt;

## (1)【投資状況】

「オランダ株式ファンド」

(平成26年11月28日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	フランス	68,265,472	4.12
	オランダ	1,247,939,520	75.34
	ベルギー	14,793,600	0.89
	ルクセンブルク	11,304,960	0.68
	イギリス	205,960,032	12.43
	バミューダ	57,253,440	3.45
	小計	1,605,517,024	96.93
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	-	50,789,119	3.06
合計(純資産総額)	-	1,656,306,143	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

「オランダ株式ファンド」

## a 投資有価証券明細

(平成26年11月28日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	エネルギー	51,000	4,024.44	205,246,848	4,038.43	205,960,032	12.43
オランダ	株式	ING GROEP NV-CVA	各種金融	110,000	1,598.59	175,845,120	1,734.01	190,741,760	11.52
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・ 半導体製 造装置	13,400	10,849.61	145,384,852	12,445.76	166,773,184	10.07
オランダ	株式	UNILEVER NV-CVA	食品・飲 料・タバ コ	34,000	4,452.06	151,370,176	4,775.90	162,380,736	9.80
オランダ	株式	HEINEKEN NV	食品・飲 料・タバ コ	16,400	8,267.06	135,579,927	9,235.32	151,459,379	9.14
オランダ	株式	REED ELSEVIER NV	メディア	46,000	2,504.60	115,211,968	2,888.06	132,850,944	8.02
オランダ	株式	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	半導体・ 半導体製 造装置	40,000	1,801.72	72,069,120	2,536.99	101,479,680	6.13
フランス	株式	UNIBAIL-RODAMCO SE	不動産	2,200	28,409.60	62,501,120	31,029.76	68,265,472	4.12
バミュー ダ	株式	HAL TRUST	各種金融	3,000	16,721.92	50,165,760	19,084.48	57,253,440	3.46
オランダ	株式	WOLTERS KLUWER	メディア	15,000	2,912.35	43,685,280	3,459.93	51,899,040	3.13

オランダ	株式	BOSKALIS WESTMINSTER	資本財	7,000	5,773.18	40,412,288	6,668.89	46,682,272	2.82
オランダ	株式	AKZO NOBEL	素材	4,700	7,549.45	35,482,433	8,062.14	37,892,077	2.29
オランダ	株式	ASM INTERNATIONAL NV	半導体・半導体製造装置	7,000	4,518.80	31,631,605	4,945.92	34,621,440	2.09
オランダ	株式	ARCADIS NV	資本財	8,000	3,474.11	27,792,901	3,748.44	29,987,584	1.81
オランダ	株式	CORIO NV	不動産	5,000	5,267.55	26,337,760	5,957.18	29,785,920	1.80
オランダ	株式	AMSTERDAM COMMODITIES NV	食品・生活必需品小売り	11,000	2,607.49	28,682,437	2,660.64	29,267,040	1.77
オランダ	株式	AEGON NV	保険	30,000	881.34	26,440,454	936.33	28,090,176	1.70
オランダ	株式	EXACT HOLDING NV	ソフトウェア・サービス	5,000	4,614.72	23,073,600	4,665.50	23,327,520	1.41
ベルギー	株式	ARSEUS NV	ヘルスケア機器・サービス	3,000	5,170.40	15,511,200	4,931.20	14,793,600	0.89
ルクセンブルク	株式	APERAM	素材	3,000	3,113.28	9,339,840	3,768.32	11,304,960	0.68
オランダ	株式	TKH GROUP NV-DUTCH CERT	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3,000	3,459.20	10,377,600	3,767.58	11,302,752	0.68
オランダ	株式	EUROCOMMERCIAL PROPRTIE-CV	不動産	2,000	4,930.46	9,860,928	5,246.20	10,492,416	0.63
オランダ	株式	SLIGRO FOOD GROUP NV	食品・生活必需品小売り	2,000	4,025.92	8,051,840	4,452.80	8,905,600	0.54

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

#### b 種類別及び業種別投資比率

(平成26年11月28日現在)

種類	業種	投資比率(%)
株式(外国)	エネルギー	12.43
	素材	2.97
	資本財	4.63
	メディア	11.15
	食品・生活必需品小売り	2.30
	食品・飲料・タバコ	18.95
	ヘルスケア機器・サービス	0.89
	各種金融	14.97
	保険	1.70
	不動産	6.55
	ソフトウェア・サービス	1.41
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.68
	半導体・半導体製造装置	18.29
合計	96.93	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## ( 3 ) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成26年11月28日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末 または各月末	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期 (平成25年 10月15日)	1,614,748,486	1,659,315,532	1.0870	1.1170
第2期 (平成26年 4月15日)	1,625,014,319	1,681,208,227	1.1567	1.1967
第3期 (平成26年 10月15日)	1,392,158,867	1,516,515,520	1.0075	1.0975
平成25年 11月末日	1,696,022,827	-	1.1827	-
平成25年 12月末日	1,779,048,969	-	1.2478	-
平成26年 1月末日	1,668,938,783	-	1.1680	-
平成26年 2月末日	1,727,367,486	-	1.2129	-
平成26年 3月末日	1,752,693,783	-	1.2382	-
平成26年 4月末日	1,665,453,783	-	1.1862	-
平成26年 5月末日	1,643,434,131	-	1.1752	-
平成26年 6月末日	1,647,369,863	-	1.1807	-
平成26年 7月末日	1,616,823,323	-	1.1596	-
平成26年 8月末日	1,621,043,128	-	1.1706	-
平成26年 9月末日	1,647,904,339	-	1.1917	-
平成26年 10月末日	1,465,610,695	-	1.0621	-
平成26年 11月末日	1,656,306,143	-	1.2048	-

## 【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期 (平成25年 4月23日～平成25年10月15日)	0.0300
第2期 (平成25年10月16日～平成26年 4月15日)	0.0400
第3期 (平成26年 4月16日～平成26年10月15日)	0.0900

## 【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期 (平成25年4月23日～平成25年10月15日)	11.7
第2期 (平成25年10月16日～平成26年4月15日)	10.1
第3期 (平成26年4月16日～平成26年10月15日)	5.1

(注)「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。  
収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

## (4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1期 (平成25年4月23日～平成25年10月15日)	1,616,864,622	131,296,399	1,485,568,223
第2期 (平成25年10月16日～平成26年4月15日)	18,767,333	99,487,844	1,404,847,712
第3期 (平成26年4月16日～平成26年10月15日)	3,024,893	26,132,015	1,381,740,590

(注)設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考情報)

## 基準価額・純資産の推移、分配の推移

(2014年11月28日現在)

## ● 基準価額・純資産総額の推移

当初設定日(2013年4月23日)～2014年11月28日



\*分配金込基準価額の推移は、分配金(税引前)を再投資したものと表示しています。

## ● 基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	12,048円
純資産総額	1,656百万円

## ● 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2013年10月	300円
2014年4月	400円
2014年10月	900円
設定来累計	1,600円

## 主要な資産の状況

## ● 資産配分

資産の種類	比率
株式	96.93%
債券	0.00%
現金・その他	3.06%
合計	100.00%

## ● 組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	比率
1	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	エネルギー	12.43%
2	ING GROEP NV-CVA	各種金融	11.52%
3	ASML HOLDING NV	半導体半導体製造装置	10.07%
4	UNILEVER NV-CVA	食品・飲料・タバコ	9.80%
5	HEINEKEN NV	食品・飲料・タバコ	9.14%
6	REED ELSEVIER NV	メディア	8.02%
7	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	半導体半導体製造装置	6.13%
8	UNIBAIL-RODAMCO SE	不動産	4.12%
9	HAL TRUST	各種金融	3.46%
10	WOLTERS KLUWER	メディア	3.13%

## ● 組入上位10業種

	業種	比率
1	食品・飲料・タバコ	18.95%
2	半導体半導体製造装置	18.29%
3	各種金融	14.97%
4	エネルギー	12.43%
5	メディア	11.15%
6	不動産	6.55%
7	資本財	4.63%
8	素材	2.97%
9	食品生活必需品小売り	2.30%
10	保険	1.70%

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



\*年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資ベース)をもとに算出した騰落率です。

\*2013年は設定日(2013年4月23日)から年末までの収益率、2014年は1月1日から11月末までの収益率を表示しています。

\*当ファンドにベンチマークはありません。

\*上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

\*最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### <訂正前>

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとしします。

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動継続投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。

「自動継続投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める累積投資約款にしたがい累積投資契約を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとしします。申込手数料には、消費税等に相当する金額が課されます。なお、「自動継続投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

（略）

#### <訂正後>

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとしします。

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める累積投資約款にしたがい累積投資契約を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとしします。申込手数料には、消費税等に相当する金額が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

（略）

## 3【資産管理等の概要】

## (5)【その他】

## &lt;訂正前&gt;

信託の終了

(略)

二．上記ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

(略)

信託約款の変更等

(略)

ロ．委託会社は、上記イ．の事項（上記イ．の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(略)

二．上記ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

(略)

運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、6ヵ月ごと（毎年4月および10月の決算日を基準とします。）および信託終了時に運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

(略)

## &lt;訂正後&gt;

信託の終了

(略)

二．上記ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(略)

信託約款の変更等

(略)

ロ．委託会社は、上記イ．の事項（上記イ．の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(略)

二．上記ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(略)

運用報告書

イ．委託会社は、6ヵ月ごと（毎年4月および10月の決算日を基準とします。）および信託終了時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況および費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。



ロ. 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、後記照会先のアドレスに掲載します。

ハ. 上記ロ.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(略)

## 4【受益者の権利等】

## &lt;訂正前&gt;

## 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。「自動継続投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(略)

## 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において、当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求の手續に関する事項は、前記の「3 資産管理等の概要（5）その他 信託の終了 口。」または「3 資産管理等の概要（5）その他 信託約款の変更等 口。」に規定する書面に付記します。

(略)

## &lt;訂正後&gt;

## 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(略)

## 反対受益者の受益権買取請求の不適用

受益者が上記の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、「3 資産管理等の概要（5）その他 信託の終了」に規定する信託契約の解約または「3 資産管理等の概要（5）その他 信託約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(略)

### 第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」を以下の内容に更新・訂正いたします。

#### <更新・訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。ただし、当ファンドの第3期計算期間は、平成26年4月16日から平成26年10月15日までといたします。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成26年4月16日から平成26年10月15日まで）の財務諸表について、UHY東京監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】  
 【オランダ株式ファンド】  
 (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (平成26年4月15日現在)	第3期 (平成26年10月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	124,331,463	210,817,719
株式	1,558,240,316	1,320,439,374
未収入金	62,011,993	-
未収配当金	-	92,208
未収利息	79	142
流動資産合計	1,744,583,851	1,531,349,443
資産合計	1,744,583,851	1,531,349,443
負債の部		
流動負債		
未払金	44,863,370	-
未払収益分配金	56,193,908	124,356,653
未払解約金	3,662,300	13,615
未払受託者報酬	579,452	575,566
未払委託者報酬	12,926,287	12,839,372
その他未払費用	1,344,215	1,405,370
流動負債合計	119,569,532	139,190,576
負債合計	119,569,532	139,190,576
純資産の部		
元本等		
元本	1,404,847,712	1,381,740,590
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	220,166,607	10,418,277
(分配準備積立金)	204,221,253	90,315,518
元本等合計	1,625,014,319	1,392,158,867
純資産合計	1,625,014,319	1,392,158,867
負債純資産合計	1,744,583,851	1,531,349,443

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第 2 期		第 3 期	
	自 平成25年10月16日 至 平成26年 4 月15日		自 平成26年 4 月16日 至 平成26年10月15日	
営業収益				
受取配当金	2,507,184		29,813,230	
受取利息	3,404		2,683	
有価証券売買等損益	88,502,320		39,238,092	
為替差損益	83,751,463		56,928,257	
営業収益合計	174,764,371		66,350,436	
営業費用				
受託者報酬	579,452		575,566	
委託者報酬	12,926,287		12,839,372	
その他費用	1,987,047		1,957,346	
営業費用合計	15,492,786		15,372,284	
営業利益又は営業損失 ( )	159,271,585		81,722,720	
経常利益又は経常損失 ( )	159,271,585		81,722,720	
当期純利益又は当期純損失 ( )	159,271,585		81,722,720	
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )	6,548,174		172,041	
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	129,180,263		220,166,607	
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,948,443		530,943	
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,948,443		530,943	
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,491,602		4,027,859	
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,491,602		4,027,859	
分配金	56,193,908		124,356,653	
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	220,166,607		10,418,277	

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準および評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 収益および費用の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金又は予想配当金額を計上しております。 (2) 配当株式の計上基準 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる事項	外貨建取引等の処理基準 (1) 「投信信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条並びに第61条に基づいて処理しております。 (2) 当ファンドの計算期間は、平成26年4月16日から平成26年10月15日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第2期 (平成26年4月15日現在)	第3期 (平成26年10月15日現在)
1. 期首元本額	1,485,568,223円	1,404,847,712円
期中追加設定元本額	18,767,333円	3,024,893円
期中一部解約元本額	99,487,844円	26,132,015円
2. 元本の欠損	- 円	- 円
3. 計算期間末日における受益権の総数	1,404,847,712口	1,381,740,590口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第2期 自 平成25年10月16日 至 平成26年4月15日	第3期 自 平成26年4月16日 至 平成26年10月15日
1. その他費用の内訳		
信託事務費用	1,987,047 円	1,957,346 円
2. 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A 2,236,646 円	A 14,174,180 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B 150,486,765 円	B - 円
収益調整金額	C 15,945,354 円	C 4,371,243 円
分配準備積立金額	D 107,691,750 円	D 200,497,991 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 276,360,515 円	E=A+B+C+D 219,043,414 円
当ファンドの期末残存口数	F 1,404,847,712 口	F 1,381,740,590 口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 1,967 円	G=E/F*10,000 1,585 円
10,000口当たり分配金額	H 400 円	H 900 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000 56,193,908 円	I=F*H/10,000 124,356,653 円

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 平成25年10月16日 至 平成26年4月15日	第3期 自 平成26年4月16日 至 平成26年10月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて市場リスク、価格変動リスクや為替変動リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 (平成26年4月15日現在)	第3期 (平成26年10月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	有価証券（株式） 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券（株式） 同左  デリバティブ取引 同左 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## （有価証券に関する注記）

売買目的有価証券の最終計算期間の損益に含まれた評価差額

第2期(自2013年10月16日 至2014年4月15日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	92,869,113
合計	92,869,113

第3期(自2014年4月16日 至2014年10月15日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	18,766,256
合計	18,766,256

## （デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	第2期 (平成26年4月15日現在)	第3期 (平成26年10月15日現在)
1口当たり純資産額	1.1567円	1.0075円



(10,000口当たり純資産額)	11,567円)	10,075円)
------------------	----------	----------

## （４）【附属明細表】

有価証券明細表（平成26年10月15日現在）

## （ア）株式

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄名	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	ユーロ	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	63,000	27.34	1,722,735.00	
		AKZO NOBEL	2,700	49.11	132,610.50	
		APERAM	10,000	21.15	211,500.00	
		BOSKALIS WESTMINSTER	10,000	39.22	392,250.00	
		REED ELSEVIER NV	46,000	17.01	782,690.00	
		WOLTERS KLUWER	15,000	19.78	296,775.00	
		AMSTERDAM COMMODITIES NV	4,000	17.90	71,600.00	
		SLIGRO FOOD GROUP NV	2,000	27.35	54,700.00	
		HEINEKEN NV	14,400	56.34	811,296.00	
		UNILEVER NV-CVA	34,000	30.24	1,028,330.00	
		ARSEUS NV	3,000	35.12	105,375.00	
		HAL TRUST	3,000	113.60	340,800.00	
		ING GROEP NV-CVA	110,000	10.86	1,194,600.00	
		AEGON NV	11,000	6.20	68,277.00	
		CORIO NV	5,000	35.78	178,925.00	
		EUROCOMMERCIAL PROPRTIE-CV	2,000	33.49	66,990.00	
		UNIBAIL-RODAMCO SE	2,200	193.00	424,600.00	
		EXACT HOLDING NV	9,000	31.35	282,150.00	
		TKH GROUP NV-DUTCH CERT	3,000	23.50	70,500.00	
		ASM INTERNATIONAL NV	3,000	26.77	80,310.00	
		ASML HOLDING NV	12,600	73.90	931,140.00	
		BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	40,000	12.24	489,600.00	
	計	銘柄数：22	404,900		9,737,753.50	
		組入時価比率：94.8%			(1,320,439,374)	
					100.0%	
	合計		404,900		1,320,439,374	
					(1,320,439,374)	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および合計金額に対する比率であります。

(注) 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

## 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
ユーロ	株式22銘柄	94.8%	100%

(注) 組入株式時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

## (イ) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

「オランダ株式ファンド」

(平成26年11月28日現在)

資産総額	1,659,611,232円
負債総額	3,305,089円
純資産総額( - )	1,656,306,143円
発行済数量	1,374,750,899口
1口当たり純資産額( / )	1.2048円

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

以下の内容に更新・訂正いたします。

##### <更新・訂正後>

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金等（平成26年11月末日現在）

資本金の額

1億6,240万円

会社が発行する株式総数（発行可能株式総数）

1,000株

発行済株式総数

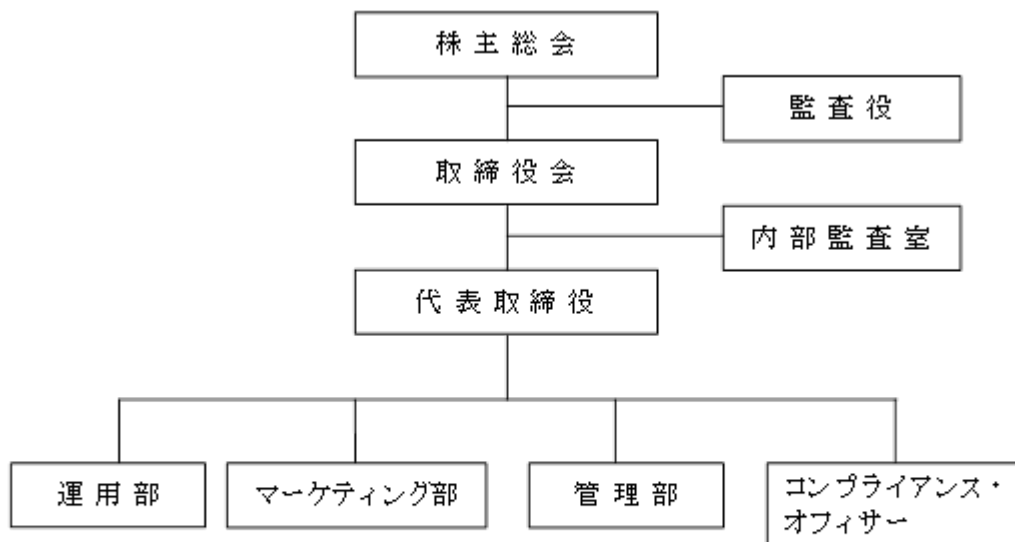
790株（普通株式）

過去5年間における資本金の増減

年月日	増資額	増資後資本金
平成23年7月19日	会社設立時の資本	5,000万円
平成24年6月18日	5,000万円	10,000万円
平成26年8月20日	6,240万円	16,240万円

##### (2) 委託会社の機構

会社の組織図

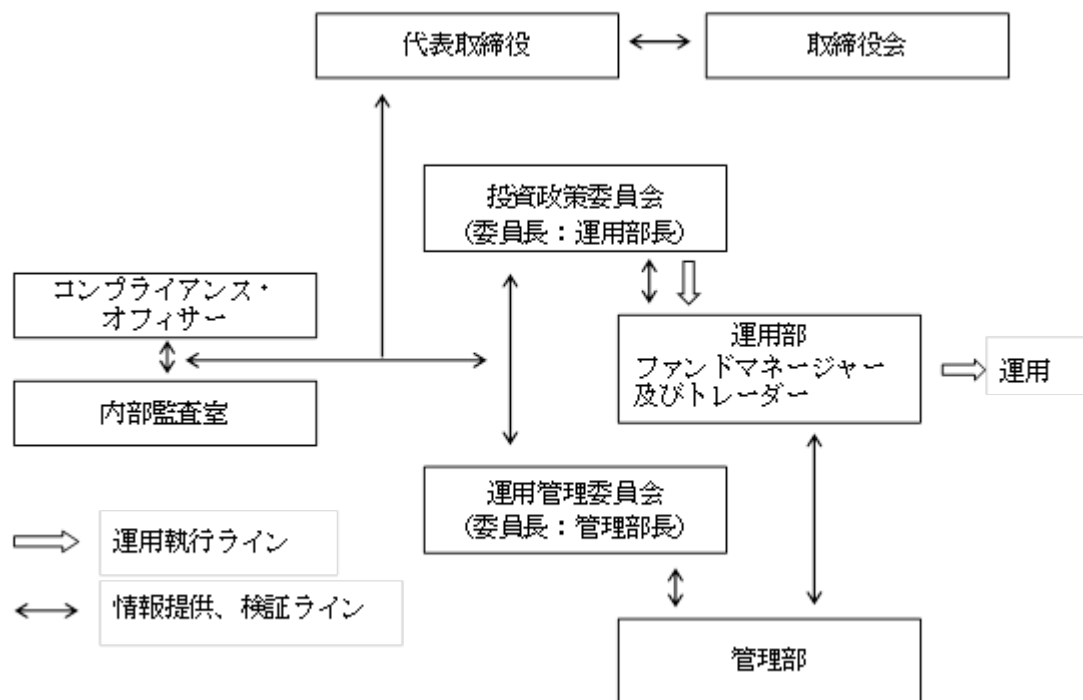


（注）上記組織は、平成28年11月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

### 会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とし、株主総会で選任されます。取締役及び監査役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によりません。取締役の任期は、選任後1年以内、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期満了前に退任した取締役または監査役の補欠として選任された取締役または監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議によって代表取締役を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役長各若干名を選定することができます。代表取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。

### 投資信託の運用の流れ



(注) 上記組織は、平成26年11月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

以下の内容に更新・訂正いたします。

### <更新・訂正後>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（投資運用業）で、投資信託委託業務（投資信託の運用、管理）を行っております。

平成26年11月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	12本	60,999百万円
私募	追加型	株式投資信託	1本	1百万円
合計			13本	61,000百万円

(親投資信託を除く)

### 3【委託会社等の経理状況】

以下の内容に更新・訂正いたします。

#### <更新・訂正後>

- (1) 当社の財務諸表は、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- (3) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、UHY東京監査法人により監査を受けております。  
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表について、UHY東京監査法人により中間監査を受けております。

## 財務諸表等

## 1 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第2期 (平成25年3月31日現在)		第3期 (平成26年3月31日現在)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1			104,987		98,105
2			4,496		4,390
3			2,416		2,450
4			21,304		73,094
5			3,067		9,350
6			-		4,889
7			648		-
流動資産合計			136,919		192,280
固定資産					
1	1		2,270		2,427
(1)		2,270		2,427	
2			1,787		1,731
(1)		1,787		1,731	
3			29,684		20,495
(1)		29,684		20,495	
固定資産合計			33,742		24,653
繰延資産					
1	2		361		250
2			4,083		3,083
繰延資産合計			4,445		3,333
資産合計			175,107		220,268



区分	注記 番号	第2期 (平成25年3月31日現在)		第3期 (平成26年3月31日現在)		
		金額(千円)		金額(千円)		
(負債の部)						
流動負債						
1 未払金	3		21,664		56,599	
(1) 未払手数料		12,661		40,165		
(2) その他未払金		9,002		16,433		
2 未払法人税等			290		1,248	
3 未払消費税等			-		4,087	
4 賞与引当金			2,277		5,550	
流動負債合計			24,231		67,485	
固定負債						
1 退職給付引当金				1,252		1,293
固定負債合計				1,252		1,293
負債合計			25,483		68,778	
(純資産の部)						
株主資本						
1 資本金			100,000		100,000	
2 資本剰余金			100,000		100,000	
(1) 資本準備金		100,000		100,000		
3 利益剰余金			50,375		48,510	
(1) その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		50,375		48,510		
株主資本合計			149,624		151,489	
純資産合計			149,624		151,489	
負債及び純資産合計			175,107		220,268	

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第2期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第3期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
1 委託者報酬			28,985		270,783
営業収益合計			28,985		270,783
営業費用					
1 支払手数料	1		16,972		151,956
2 委託計算費			9,413		12,552
3 調査費			2,258		2,863
4 営業雑経費			6,818		7,081
(1) 通信費		1,448		1,255	
(2) 協会費		468		558	
(3) 印刷費		4,901		5,267	
営業費用合計			35,463		174,453
一般管理費					
1 給料			54,889		63,999
(1) 役員報酬		12,053		13,831	
(2) 給料・手当		32,746		36,109	
(3) 賞与		2,943		5,897	
(4) 法定福利費		7,145		8,161	
2 広告宣伝費			-		5,066
3 旅費交通費			2,546		2,747
4 不動産賃借料			1,883		2,054
5 業務委託費			1,300		2,584
6 賞与引当金繰入			2,277		5,550
7 退職給付引当金繰入			3,081		2,036
8 租税公課			410		46
9 減価償却費	2		1,031		1,241
10 その他一般管理費			1,048		2,503
一般管理費合計			68,468		87,830
営業利益			74,946		8,498

		第2期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第3期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業外収益					
1 受取利息			25		12
2 雑収入			13		15
営業外収益合計			38		28
営業外費用					
1 繰延資産償却	3		1,027		1,111
営業外費用合計			1,027		1,111
経常利益			75,935		7,416
税引前当期純利益			75,935		7,416
法人税、住民税及び事業税			290		1,250
法人税等調整額			28,290		4,299
当期純利益			47,935		1,865

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

区分	第 2 期 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	第 3 期 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
	金額 (千円)	金額 (千円)
株主資本		
資本金		
当期首残高	50,000	100,000
当事業年度中の変動額		
増資	50,000	-
当事業年度中の変動額合計	50,000	-
当期末残高	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	50,000	100,000
当事業年度中の変動額		
増資	50,000	-
当事業年度中の変動額合計	50,000	-
当期末残高	100,000	100,000
資本剰余金合計		
当期首残高	50,000	100,000
当事業年度中の変動額		
増資	50,000	-
当事業年度中の変動額合計	50,000	-
当期末残高	100,000	100,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,440	50,375
当事業年度中の変動額		
当期純利益	47,935	1,865
当事業年度中の変動額合計	47,935	1,865
当期末残高	50,375	48,510

区分	第2期	第3期
	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	金額(千円)	金額(千円)
利益剰余金合計		
当期首残高	2,440	50,375
当事業年度中の変動額		
当期純利益	47,935	1,865
当事業年度中の変動額合計	47,935	1,865
当期末残高	50,375	48,510
株主資本合計		
当期首残高	97,559	149,624
当事業年度中の変動額		
増資	100,000	-
当期純利益	47,935	1,865
当事業年度中の変動額合計	52,064	1,865
当期末残高	149,624	151,489
純資産合計		
当期首残高	97,559	149,624
当事業年度中の変動額		
増資	100,000	-
当期純利益	47,935	1,865
当事業年度中の変動額合計	52,064	1,865
当期末残高	149,624	151,489

## 重要な会計方針

1 繰延資産の償却方法	<p>(1) 創立費 繰延資産として計上した創立費は、資産として繰延べ、5年均等償却しております。</p> <p>(2) 入会金 繰延資産として計上した一般社団法人投資信託協会への入会金は、資産として繰延べ、5年均等償却しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 3年~20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p>
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

第 2 期 (平成25年 3月31日現在)	第 3 期 (平成26年 3月31日現在)
<p>1. 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <p>有形固定資産の減価償却累計額  器具備品 642千円  無形固定資産の減価償却累計額  ソフトウェア 494千円</p> <p>2. 繰延資産の償却累計額は次の通りであります。</p> <p>繰延資産償却累計額 1,111千円  創立費償却累計額 194千円  入会金償却累計額 916千円</p> <p>3. 関係会社に対する負債は次の通りであります。  (流動負債)  未払手数料 12,017千円</p>	<p>1. 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <p>有形固定資産の減価償却累計額  器具備品 1,326千円  無形固定資産の減価償却累計額  ソフトウェア 1,050千円</p> <p>2. 繰延資産の償却累計額は次の通りであります。</p> <p>繰延資産償却累計額 2,222千円  創立費償却累計額 306千円  入会金償却累計額 1,916千円</p> <p>3. 関係会社に対する負債は次の通りであります。  (流動負債)  未払手数料 39,815千円</p>

## （損益計算書関係）

第 2 期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	第 3 期 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
<p>1. 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。</p> <p>支払手数料 16,815千円</p> <p>2. 減価償却費の内容は次の通りであります。</p> <p>減価償却費額 1,031千円  有形固定資産減価償却費額 574千円  無形固定資産減価償却費額 456千円</p> <p>3. 繰延資産償却の内容は次の通りであります。</p> <p>繰延資産償却額 1,027千円  創立費償却額 111千円  入会金償却額 916千円</p>	<p>1. 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。</p> <p>支払手数料 150,723千円</p> <p>2. 減価償却費の内容は次の通りであります。</p> <p>減価償却費額 1,241千円  有形固定資産減価償却費額 684千円  無形固定資産減価償却費額 556千円</p> <p>3. 繰延資産償却の内容は次の通りであります。</p> <p>繰延資産償却額 1,111千円  創立費償却額 111千円  入会金償却額 1,000千円</p>

## （株主資本等変動計算書関係）

第2期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	200株	200株	-	400株
合計	200株	200株	-	400株

（注）普通株式の発行済株式の増加は、新株の発行による増加であります。

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

第3期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	400株	-	-	400株
合計	400株	-	-	400株

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。



## (リース取引関係)

第2期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

ファイナンス・リース取引の内容は次の通りであります。

リース取引開始日が、平成20年4月1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
ただし、一契約のリース料総額が300万円以下の取引であるため、従来通り「賃貸借処理」  
を行っております。

## (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末

残高相当額

(単位：千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	期末 残高相当額
コピー複合機一式	748	174	574
合計	748	174	574

## (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内 143千円

1年超 441千円

合計 585千円

## (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 165千円

減価償却費相当額 149千円

支払利息相当額 27千円

## (4) 減価償却費相当額の算定方法及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への分配方法については、利息法によっております。

## 第3期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

ファイナンス・リース取引の内容は次の通りであります。

リース取引開始日が、平成20年4月1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
ただし、一契約のリース料総額が300万円以下の取引であるため、従来通り「賃貸借処理」  
を行っております。

## (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末

残高相当額

(単位：千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	期末 残高相当額
コピー複合機一式	748	324	424
合計	748	324	424

## (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内 150千円

1年超 291千円

合計 441千円

## (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 165千円

減価償却費相当額 149千円

支払利息相当額 21千円

## (4) 減価償却費相当額の算定方法及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への分配方法については、利息法によっております。

（金融商品に関する注記）

第2期（平成25年3月31日現在）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定しており、当期会計期間において親会社からの出資を募って資金調達を行っております。また、当期会計期間において銀行借入れによる調達は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社の営業債権は、契約により決定された委託者報酬等の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

（3）金融商品にかかるリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社の営業債権は、契約により金額が決定されるため、滞留債権が発生することはほとんどなく、営業債権について信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、投資信託財産の為替変動リスクの回避又は効率的運用を図るため、外国為替の売買予約を行うことができるものとし、その取扱いについては、投資信託約款及び社内規程において定めるところによるものといたします。

資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入れによる資金調達を行っておらず、親会社からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	104,987	104,987	-
(2) 未収委託者報酬	21,304	21,304	-
(3) 未収入金	3,067	3,067	-
資産計	129,358	129,358	
(4) 未払金	(21,664)	(21,664)	-
未払手数料	(12,661)	(12,661)	-
その他未払金	(9,002)	(9,002)	-
負債計	(21,664)	(21,664)	

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

## （注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

## (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

## (4) 未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

## 第3期（平成26年3月31日現在）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当期会計期間においては新規の出資による資金調達は行っておりません。また、当期会計期間において銀行借入れによる調達も行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社の営業債権は、契約により決定された委託者報酬等の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

## (3) 金融商品にかかるリスク管理体制

## 信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社の営業債権は、契約により金額が決定されるため、滞留債権が発生することはほとんどなく、営業債権について信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

## 市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、投資信託財産の為替変動リスクの回避又は効率的運用を図るため、外国為替の売買予約を行うことができるものとし、その取扱いについては、投資信託約款及び社内規程において定めるところによるものといたします。

## 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入れによる資金調達を行っておらず、親会社からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	98,105	98,105	-
(2) 未収委託者報酬	73,094	73,094	-
(3) 未収入金	9,350	9,350	-
資産計	180,550	180,550	
(4) 未払金	(56,599)	(56,599)	-
未払手数料	(40,165)	(40,165)	-
その他未払金	(16,433)	(16,433)	-
負債計	(56,599)	(56,599)	

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

## （注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

## (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

## (4) 未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

## （有価証券関係）

## 第2期（平成25年3月31日現在）

- 1．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの  
該当事項はありません。
  
- 2．その他有価証券で時価のあるもの  
該当事項はありません。
  
- 3．時価評価されていない有価証券  
該当事項はありません。

## 第3期（平成26年3月31日現在）

- 1．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの  
該当事項はありません。
  
- 2．その他有価証券で時価のあるもの  
該当事項はありません。
  
- 3．時価評価されていない有価証券  
該当事項はありません。

## （税効果会計関係）

項目	第2期	第3期
	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1 繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳	単位：千円	単位：千円
	繰延税金資産	繰延税金資産
	(流動)	(流動)
	貯蔵品 446	貯蔵品 359
	賞与引当金 897	賞与引当金 2,000
	未払金 154	未払金 150
	合計 1,499	未払事業税 48
	評価性引当額 -1,499	繰越欠損金 2,330
	合計 0	合計 4,889
		評価性引当額 0
		合計 4,889
	(固定)	(固定)
	退職給付引当金 464	退職給付引当金 466
長期前払費用 71	長期前払費用 52	
繰越欠損金 29,164	繰越欠損金 19,976	
合計 29,700	合計 20,495	
評価性引当額 -15	評価性引当額 0	
合計 29,684	合計 20,495	
繰延税金資産合計 29,684	繰延税金資産合計 25,385	
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	純損失のため、税率差異の注記は記載していません。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。



## （セグメント情報等）

## セグメント情報

第2期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

第2期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1．サービスごとの情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております

## 2．地域ごとの情報

## （1）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

## （2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	13,344	投資運用業
スイス株式ファンド	5,693	投資運用業
カレラ Jリートファンド	9,790	投資運用業
メキシコ株式ファンド	157	投資運用業

## セグメント情報

第3期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

第3期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. サービスごとの情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	26,133	投資運用業
スイス株式ファンド	21,501	投資運用業
カレラ Jリートファンド	135,975	投資運用業
メキシコ株式ファンド	20,478	投資運用業
オランダ株式ファンド	22,323	投資運用業
カタール・アブダビ株式ファンド	11,079	投資運用業
ロシア株式ファンド	9,385	投資運用業
21世紀東京 日本株式ファンド	16,610	投資運用業
イタリア株式ファンド	6,356	投資運用業
フランス株式ファンド	937	投資運用業

## （関連当事者との取引）

第2期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1．関連当事者との取引

## （ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	安藤証券（株）	愛知県 名古屋市	2,850	金融商品 取引業者	100	あり	投資信託 の販売等	証券代行	16,815	未払手数料	12,017

- （注）1 取引金額には消費税等は含んでおりません。  
2 取引条件及び取引条件の決定方針等  
支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

## 2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

## （1）親会社情報

安藤証券株式会社（非上場）

## （2）重要な関連会社

該当事項はありません。

第3期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1．関連当事者との取引

## （ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	安藤証券（株）	愛知県 名古屋市	2,850	金融商品 取引業者	100	あり	投資信託 の販売等	証券代行	150,723	未払手数料	39,815

- （注）1 取引金額には消費税等は含んでおりません。  
2 取引条件及び取引条件の決定方針等  
支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

## 2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

## （1）親会社情報

安藤証券株式会社（非上場）

## （2）重要な関連会社

該当事項はありません。

## ( 1 株当たり情報)

第 2 期 ( 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)

項目	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	374,060円69銭
1 株当たり当期純損失( )	134,272円26銭
	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	149,624
普通株式以外に帰属する純資産合計額(千円)	-
普通株式に係る当事業年度末の純資産額(千円)	149,624
普通株式の当事業年度末株式数(株)	400

## (注) 1 株当たり当期純利益及び当期純損失の算定上の基礎

項目	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失( )(千円)	47,935
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失( )(千円)	47,935
普通株式の当期中平均株式数(株)	357

## 第3期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

項目	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	378,724円34銭
1株当たり当期純利益	4,663円65銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	151,489
普通株式以外に帰属する純資産合計額(千円)	-
普通株式に係る当事業年度末の純資産額(千円)	151,489
普通株式の当事業年度末株式数(株)	400

## (注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
損益計算書上の当期純利益(千円)	1,865
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,865
普通株式の当期中平均株式数(株)	400

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

## 中間財務諸表等

## 1 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

		当中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
1		現金及び預金	238,233
2		立替金	5,904
3		前払費用	6,356
4		未収委託者報酬	91,896
5		未収入金	13,056
6		繰延税金資産	18,897
		流動資産合計	374,344
固定資産			
1	1	有形固定資産	2,392
		(1) 器具備品	2,392
2		無形固定資産	1,452
		(1) ソフトウェア	1,452
3		投資その他の資産	499
		(1) 繰延税金資産	499
		固定資産合計	4,344
繰延資産			
1	2	創立費	194
2		入会金	2,583
		繰延資産合計	2,778
		資産合計	381,467

		当中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
流動負債			
1 未払金			79,566
(1) 未払手数料	3	52,686	
(2) その他未払金		26,879	
2 未払法人税等			2,439
3 未払消費税等			4,821
4 預り金			10
5 賞与引当金			5,410
流動負債合計			92,247
固定負債			
1 退職給付引当金			1,258
固定負債合計			1,258
負債合計			93,506
(純資産の部)			
株主資本			
1 資本金			162,400
2 資本剰余金			162,400
(1) 資本準備金		162,400	
3 利益剰余金			36,839
(1) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		36,839	
株主資本合計			287,960
純資産合計			287,960
負債及び純資産合計			381,467

## ( 2 ) 中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業収益			
1 委託者報酬			242,464
営業収益合計			242,464
営業費用			
1 支払手数料	1		148,463
2 委託計算費			6,515
3 調査費			1,821
4 営業雑経費			17,622
( 1 ) 通信費		745	
( 2 ) 協会費		604	
( 3 ) 印刷費		16,273	
営業費用合計			174,423
一般管理費			
1 給料			29,882
( 1 ) 役員報酬		6,003	
( 2 ) 給料・手当		19,725	
( 3 ) 賞与		16	
( 4 ) 法定福利費		4,137	
2 広告宣伝費			3,500
3 旅費交通費			2,317
4 不動産賃借料			1,027
5 業務委託費			900
6 賞与引当繰入			5,410
7 退職給付引当金繰入			943
8 租税公課			1,062
9 減価償却費	2		703
10 その他一般管理費			2,385
一般管理費合計			48,132
営業利益			19,908



		当中間会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		
営業外収益	3			
1 受取利息			4	
2 雑収入			15	
3 賞与引当金戻入			150	
4 為替差益			1	
営業外収益合計			170	
営業外費用				
1 繰延資産償却			555	
2 雑損失			2	
営業外費用合計			558	
経常利益			19,521	
税引前中間純利益		19,521		
法人税、住民税及び事業税		1,862		
法人税等調整額		5,988		
中間純利益		11,671		

## ( 3 ) 中間株主資本等変動計算書

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
区分	金額(千円)
株主資本	
資本金	
当期首残高	100,000
当中間会計期間の変動額	
増資	62,400
当中間会計期間の変動額合計	62,400
当中間会計期間末残高	162,400
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	100,000
当中間会計期間の変動額	
増資	62,400
当中間会計期間の変動額合計	62,400
当中間会計期間末残高	162,400
資本剰余金合計	
当期首残高	100,000
当中間会計期間の変動額	
増資	62,400
当中間会計期間の変動額合計	62,400
当中間会計期間末残高	162,400
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	-48,510
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間純利益	11,671
当中間会計期間の変動額合計	11,671
当中間会計期間末残高	-36,839

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
区分	金額(千円)
利益剰余金合計	
当期首残高	-48,510
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間純利益	11,671
当中間会計期間の変動額合計	11,671
当中間会計期間末残高	-36,839
株主資本合計	
当期首残高	151,489
当中間会計期間の変動額	
増資	124,800
当中間会計期間純利益	11,671
当中間会計期間の変動額合計	136,471
当中間会計期間末残高	287,960
純資産合計	
当期首残高	151,489
当中間会計期間の変動額	
増資	124,800
当中間会計期間純利益	11,671
当中間会計期間の変動額合計	136,471
当中間会計期間末残高	287,960

## 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1 繰延資産の償却方法	(1) 創立費 繰延資産として計上した創立費は、資産として繰延べ、5年均等償却しております。 (2) 入会金 繰延資産として計上した一般社団法人投資信託協会への入会金は、資産として繰延べ、5年均等償却しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 注記事項

## (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1. 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 1,752千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 1,329千円
2. 繰延資産の償却累計額は次の通りであります。 繰延資産償却累計額 2,778千円 創立費償却累計額 361千円 入会金償却累計額 2,416千円
3. 関係会社に対する負債は次の通りであります。 (流動負債) 未払手数料 52,686千円

## (中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。

支払手数料 147,189千円

2. 減価償却費の内容は次の通りであります。

減価償却費額 703千円

有形固定資産減価償却費額 425千円

無形固定資産減価償却費額 278千円

3. 繰延資産償却の内容は次の通りであります。

繰延資産償却額 555千円

創立費償却額 55千円

入会金償却額 500千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	400株	390株	-	790株
合計	400株	390株	-	790株

(注) 普通株式の発行済株式の増加は、新株の発行による増加であります。

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

ファイナンス・リース取引の内容は次の通りであります。

リース取引開始日が、平成20年4月1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
ただし、一契約のリース料総額が300万円以下の取引であるため、従来通り「賃貸借処理」  
を行っております。

## (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当中間会計期間末

残高相当額

(単位：千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	当中間会計期間末 残高相当額
コピー複合機一式	748	399	349
合計	748	399	349

## (2) 未経過リース料当中間会計期間末残高相当額

1年内 153千円

1年超 214千円

合計 367千円

## (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 82千円

減価償却費相当額 74千円

支払利息相当額 8千円

## (4) 減価償却費相当額の算定方法及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への分  
配方法については、利息法によっております。

## （金融商品に関する注記）

当中間会計期間末(平成26年9月30日)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	238,233	238,233	-
(2) 未収委託者報酬	91,896	91,896	-
(3) 未収入金	13,056	13,056	-
資産計	343,185	343,185	
(4) 未払金	(79,566)	(79,566)	-
未払手数料	(52,686)	(52,686)	-
その他未払金	(26,879)	(26,879)	-
負債計	(79,566)	(79,566)	

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

## （注）1．金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

## (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

## (4) 未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

## （有価証券関係）

当中間会計期間末(平成26年9月30日)

## 1．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

## 2．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

## 3．時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

## （税効果会計関係）

項目	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
	単位：千円
1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	繰延税金資産 (流動) 貯蔵品 1,177 賞与引当金 1,950 未払金 38 未払事業税 298 繰越欠損金 15,432 合計 18,897 評価性引当額 0 合計 0 (固定) 退職給付引当金 453 長期前払費用 45 繰越欠損金 0 合計 499 評価性引当額 0 合計 0 繰延税金資産合計 19,396
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率 36.05% (調整) 交際費等永久に 損金算入されない項目 1.40% 役員賞与等永久に 損金算入されない項目 2.49% 住民税均等割額 0.74% その他 0.47% <u>税効果会計適用後の</u> 法人税等の負担率 40.21%



## （セグメント情報等）

## セグメント情報

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

## 1．サービスごとの情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2．地域ごとの情報

## （1）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

## （2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	13,383	投資運用業
スイス株式ファンド	10,431	投資運用業
カレラ Jリートファンド	76,368	投資運用業
メキシコ株式ファンド	10,743	投資運用業
オランダ株式ファンド	11,988	投資運用業
カタール・アブダビ株式ファンド	10,632	投資運用業
ロシア株式ファンド	7,723	投資運用業
21世紀東京 日本株式ファンド	22,039	投資運用業
イタリア株式ファンド	11,676	投資運用業
フランス株式ファンド	13,737	投資運用業
3つの財布 欧州リートファンド	53,739	投資運用業

## （ 1 株当たり情報）

項目	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1株当たり純資産額	364,507円50銭
1株当たり当中間会計期間純利益	23,867円46銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当中間会計期間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## （注） 1株当たり当中間会計期間純資産額の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	287,960
普通株式以外に帰属する純資産合計額(千円)	-
普通株式に係る当中間会計期間末の純資産額(千円)	287,960
普通株式の当中間会計期間末株式数(株)	790

## （注） 1株当たり当中間会計期間純利益及び当中間会計期間純損失の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
中間損益計算書上の当中間会計期間純利益(千円)	11,671
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	-
普通株式に係る当中間会計期間純利益(千円)	11,671
普通株式の当中間会計期間中平均株式数(株)	489

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

以下の内容に更新・訂正いたします。

## &lt;更新・訂正後&gt;

受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社  
 資本金の額 324,279百万円（平成26年11月末日現在）  
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## &lt;参考&gt; 再信託受託会社の概要

名 称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
 資本金の額 10,000百万円（平成26年11月末日現在）  
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。  
 関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
安藤証券株式会社	2,280百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	同上
楽天証券株式会社	7,495百万円	同上

平成26年11月末日現在

## 3【資本関係】

## &lt;訂正前&gt;

販売会社である安藤証券株式会社は、委託会社であるカレラアセットマネジメント株式会社の株式を400株保有しており、平成26年7月15日現在の発行済普通株式数に対する比率は、100%です。

その他の上記関係法人との間に資本関係はありません。

## &lt;訂正後&gt;

販売会社である安藤証券株式会社は、委託会社であるカレラアセットマネジメント株式会社の株式を400株保有しており、平成26年11月末日現在の発行済普通株式数に対する比率は、50.6%です。

その他の上記関係法人との間に資本関係はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年12月15日

カレラアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員 公認会計士 若槻 明 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオランダ株式ファンドの平成26年4月16日から平成26年10月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オランダ株式ファンドの平成26年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

カレラアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注1) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。
- (注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月16日

カレラアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

UHY東京監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 若槻 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているカレラアセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カレラアセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注1) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。
- (注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成26年11月25日

カレラアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 若槻 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているカレラアセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、カレラアセットマネジメント株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。



- 
- (注1) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。
- (注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。